

第 5 回 西東京市 障害者基本計画検討委員会 議事要旨

会議の名称	西東京市障害者基本計画検討委員会（第 5 回）
開催日時	平成 1 4 年 1 2 月 1 1 日（水）午前 1 0 時から 1 1 時 5 0 分まで
開催場所	防災センター 6 階 講座室
出席者	（委員） 柳田委員、伊藤委員、星委員、松島委員、黒子委員、 深澤委員、雪委員、甲斐委員、阿部委員、村田委員 （事務局）長澤障害福祉課長、西谷生活支援係長、杉山サービス給付係長、 鶴田主査、磯崎主査、阿部主任
欠席者	（委員） 田口委員、今村委員
議題	(1)今後のスケジュールについて (2)保健福祉審議会及び西東京市福祉計画策定委員会について (3)新障害者基本計画骨子案（国）について (4)質疑及び意見交換 (5)懇談会について (6)基本的諸問題の検討 (7)次回の日程 (8)その他
会議内容	発言者の発言内容ごとの要点記録
発言者	発言内容
委員長	平成 14 年度第 5 回西東京市障害者基本計画検討委員会を開会する。予め前回の会議録をお配りしてあると思うが、修正や意見がある方はどうぞ。
各委員	(特になし)
委員長	特にないようなので、議事録は承認とさせて頂く。 それでは議事に入る。まず事務局から資料説明と議事の確認をお願いしたい。
事務局	本日の資料と議事について説明させていただく。 まず、議事 1「今後のスケジュール」について説明する。資料 2「スケジュールと検討内容」にある、「重点施策の検討」については、今年度に中間報告書を出すことになっているので、今までに出た意見等について 1 月中を目途にまとめたいと思っている。1 月中に作成するまとめは、今まで委員の方々が話し合われたものをまとめ、中間報告書の叩き台とする。この叩き台を、2 月に叩き、3 月に最終的に中間報告書としてまとめることになると思う。この中間報告書は、国から出された案や市の総合計画、地域福祉計画とも連携をとりながら進めていきたい。 また、12 月 15 日には懇談会が予定されている。委員の方々は大変だと思うが、都合をつけて出席して頂きたい。 次に議事 2「保健福祉審議会及び西東京市福祉計画策定委員会」について説明する。「地域福祉計画検討委員会」、「障害者基本計画検討委員会」、「健康づくり推進プラン検討委員会」で検討した内容は、全て「福祉計画策定委員会」に提示することになっている。第 5 回福祉計画策定委員会で「健康づくり推進プラン検討委員会」の報告が終わったところである。今回の福祉計画策定委員会では、私どもの「障害者基本計画」について、これまでこの検討委員会で話し合われた内容や経過等につ

	<p>いて報告し、委員の皆様配布した資料、会議録等も全て提出することになっている。</p> <p>次に議事 3「新障害者基本計画骨子案(国)」について説明する。資料 8「新障害者基本計画骨子案(国)」をご覧頂きたい。この骨子案は、体系的には今までの障害者基本計画と同じだが、10 年間にわたる長期的なプランなので、「重点的に取り組むべき課題」が挙げられている。</p>
委員長	<p>3 つの資料について説明して頂いたが、何か質問や意見がある方はどうぞ。予め配布されていたとはいえ、なかなか理解が難しかったところもあるかと思う。国の「新障害者基本計画骨子案」に関しては、我々が今まで検討してきた内容と重なる部分や、指摘等もあると思うので、そのあたりを検討して頂きたい。またそれ以外に西東京市独自の課題もあると思うが、何か意見等があればどうぞ。</p>
委員	<p>資料 6、資料 7 として「保健福祉審議会」と「福祉計画策定委員会」の議事録を頂いた。この 2 つの委員会には、高齢者や障害者などの当事者がどれくらい参加しているのか。このような審議会や委員会には、当事者が参加していなければいけないと思うので、教えて頂きたい。</p> <p>もう 1 つは、資料 2「スケジュール(平成 14 年度)と検討内容」の中に「他市事例の収集」とある。他市の事例として、立川市における普通学級に通う身体障害児の介助員の情報と、愛媛県松山市立小・中学校の「学校生活支援制度」の資料を提出したい。この「学校生活支援制度」の資料は、今年 9 月 14 日から 16 日まで、上越教育大学で行われた「日本特殊教育学会第 40 回大会」で、資料として使われたものである。</p>
委員長	<p>提出して頂いた資料の取り扱いは、どのようにしたらよいか。</p>
委員	<p>資料は 16 枚ある。事務局にお預けして、委員の皆さんに資料として送って頂き、次回の委員会で私に返却して頂きたい。</p>
委員長	<p>「他市の事例として資料を提出したい」という委員の発言だがよろしいか。他にまだ他市の施策等で参考になる資料があれば、お出し頂きたい。保健福祉審議会等における当事者の参加状況については、事務局が何かデータを持っていれば、後ほどお答え頂きたい。</p>
委員長	<p>それでは議事 5「懇談会」について事務局に説明をお願いしたい。懇談会については、資料 5「12 月 15 日に開催する懇談会について(事務局案)」を事前配布させて頂いている。</p>
事務局	<p>資料 5 は、障害を持った方々との懇談会の案である。タイムテーブルを含め、会の進め方等を案として出させて頂いたので検討して頂きたい。</p> <p>期日は 12 月 15 日(日)。開催時間は 10 時から。第 1 会場は市民会館、第 2 会場はスポーツセンターである。当日は、委員の方に 9 時 30 分に直接会場に集合して頂き、受付を開始する。10 時に開会し、11 時 30 分まで当事者の意見を聞く。</p> <p>この会を開催する経緯は、「障害者基本計画検討委員会の中で、『障害を持つ当事者の意見を聞き足りないのではないか』、あるいは『委員が各団体の代表として出席するだけでは不足があるのではないか』という意見があった。障害といってもいろいろな種類があるので、それぞれの方が地域における日頃の生活の中で何を感じているのか、当事者の生の声を聞くために、この懇談会が計画された」ということだ。</p> <p>また、障害が重度の方は直接会場に来られないので、ファックスやメール等で意見を送って頂くことになっているが、2 週間の受付期間中に何件か意見があった。</p>

	<p>その他、懇談会には出られないが、団体としての意見をまとめたものが提出されている。</p> <p>参加者は、第1会場が18名、第2会場が19名である。これにご家族が加わるので、実際の参加人数はもっと増えると思う。正味1時間10分くらいの中で、20名近くの意見を聞くことになるので、1人当たりの発言時間は短くなってしまいうだろう。参加者は、障害者本人、あるいはご家族が一緒の方もいて、かなり多人数の話を書くことになるので、挨拶や趣旨説明は淡々と進め、少しでも多くの方の意見を聞きたいと考えている。</p> <p>また、どうしても言い足りなかったという方もでてくると思うので、最後にアンケートのような形で意見を付け加えて頂く方法も考えられる。</p> <p>懇談会のお知らせは、資料4「12月15日に開催する懇談会について」に書かれている形で市報に掲載されている。</p>
委員長	<p>資料5「懇談会について(事務局案)」の中の「懇談会当日の進め方」にある、当日の流れについて検討すべき点があれば、この場で検討したいと思っている。</p> <p>懇談会の進行には、副委員長にお願いするつもりだったが、都合がつかないそうなので、事務局にお願いしたいと思う。その他、趣旨説明等に関しては私の方でさせて頂きたいと思っている。趣旨は、「昨年市民アンケート調査が行われ、それをまとめた冊子が出された。その後、障害者基本計画検討委員会で意見交換が行われており、15日の懇談会では当事者の意見を確認したい」ということである。懇談会では、課題をできるだけ抽出したいと考えている。懇談会では要望や意見が出てくると思うが、それらに答えると、それが「検討委員会としての回答」ということになってしまう。まだ検討し終わっていないものについて即座に回答することはできないので、あくまでも「意見を聞く」という姿勢をとりたいと思う。但し、若干の提案、意見、質問があればその確認は可能だと思う。</p> <p>それでは、資料5「懇談会当日の進め方」について何か意見、質問があればどうぞ。</p>
事務局	<p>先ほどの質問に対する回答とスケジュールについて補足したい。まず、スケジュールについては、第1会場を11時30分に閉め、11時45分に車で保谷庁舎1階会議室に移動、休憩・昼食をとって頂き、その後、第2会場のスポーツセンター会議室に移動して頂くことになるので、よろしくお願ひしたい。</p> <p>もう1点、先ほど委員から福祉計画策定委員会、保健福祉審議会における当事者の出席に関する質問があったのでお答えしたい。</p> <p>福祉計画策定委員会については、高齢者の関係では、特別養護老人ホーム施設長、障害者の関係では、精神関係医療機関の副院長、学識経験者、司法書士、社会事業大学助教授、職業安定所の職員の方などが参加されている。一方、保健福祉審議会については、障害者の関係では、学識経験者として障害の専門教授、高齢者の関係では、老人クラブ連絡会の代表の方など、それぞれの立場の方が参加されている。</p> <p>基本的には、各計画の下部組織である検討委員会で当事者の生の声や、代表の方の意見を聞くという形になっている。これは「地域福祉計画検討委員会」でも「健康づくり推進プラン検討委員会」でも同様である。それぞれの検討委員会で出された意見は、集約された形で、より専門的な委員会に提出されるという流れになっている。</p>
委員長	他に何かあればどうぞ。
委員	「参加者名簿」の右から2段目、3段目の「必要・不要」とはどういう意味か。
事務局	これは「介助者や手話通訳等が必要かどうか」ということである。
委員長	他になければ、懇談会は資料5「懇談会当日の進め方」に沿った形で進めることにしたい。また当日、どうしても参加できない方は申し出て頂きたい。

委員	終日参加は難しい。
委員長	午前、午後どちらかなら可能か。
委員	午前の第1会場なら可能である。
委員長	他の方はいかがか。
委員	午前中は用事があるので、午後参加させて頂きたい。
委員長	欠席の委員に関しては、事務局で確認をお願いする。
事務局	現在、終日欠席することがわかっている委員の方は、委員1名と副委員長である。
委員長	現時点で、懇談会には参加されない方や団体から、懇談会の意向を汲んだ貴重な意見を頂いている。プライバシーの問題があるので傍聴者には配布しないが、委員には後ほど見ていただきたい。これらの意見についても十分検討させて頂きたいと思う。懇談会全般について質問、意見はあるか。なければ、議事6「基本的諸問題の検討」に移りたいと思う。 資料1「検討テーマに関する意見・アイデア 整理シート」をご覧頂きたい。今まで出た意見を大枠でまとめた結果、大きなカテゴリーとしては「当事者の意見を聞く具体的な方法」から「第三者評価について」まで12項目あり、その下に出された意見が箇条書きにまとめられている。「当事者の意見を聞く具体的な方法」については、今回の懇談会も含め、委員会のなかで継続して検討していかなければいけない問題だと思う。 まずこの12項目に関して、新たにアイデアを加えたいものを検討して頂き、その後、この12項目以外の追加項目について検討したい。これらの項目をまとめ、1月には中間報告書の叩き台とする。さらにこの叩き台に懇談会で得た当事者の意見を組み込み、叩いた上で保健福祉審議会に送り込むのが2月。そして3月に最終的な確認をするという流れになると思う。 それでは から の項目について、追加するアイデア等、意見をお願いしたい。
委員	「相談・情報提供について」だが、市役所から視覚障害者宛てに来る手紙が墨字で書かれている。「墨字で書かれていると、視覚障害者の方は誰かに読んでもらわなければならないので、せめて点訳したお知らせが頂けないものか」という意見があった。旧保谷市では、1度そういう機会があったようだが、今はそれが消滅してまた墨字になっているようだ。視覚障害の方が墨字で書かれた手紙の内容を把握する為には、ヘルパーやボランティアが音読しなければならず、思いやりがないのではないかと思う。確かに視覚障害者でも点字が読める人はそれほど多くないかもしれないが、せめてそれくらいの配慮が欲しい。 また、「市役所窓口到手話通訳がないのか」という意見もあった。窓口で筆談している方もいたが、それではとても手間がかかるので、手話通訳を置くなどの配慮がほしいと思う。
委員長	市役所窓口の手話通訳は、バリアフリーに関係する意見だと思う。また点字の郵便物については、プライバシーの問題もあるので、視覚障害者全員に配達するのは難しいと思う。希望・申請のもとに対応はできるかと思うが、これは市がやるべきなのか、あるいはNPO、ボランティアが成り代わってやるのか、検討の余地があると思う。この意見に対して、どなたか意見があればどうぞ。
事務局	貴重な意見をありがとうございました。障害福祉課においては、実態として把握している点字、点訳が読める視覚障害者の人数は、2、3名である。希望があれば、そ

	<p>の都度点訳のボランティア等をお願いすることになっている。また「声のテープ」という市報等の朗読テープもある。現在、視覚障害の方 37 名ほどが「声のテープ」の申し込み・登録をしており、本人が断らない限り毎月定期的に市報の朗読テープを送っている。</p>
委員長	<p>今の委員の提案には、計画に関するいろいろな問題が含まれていたと思う。これからは、市はできるだけコーディネーター役になり、「NPO やボランティア団体、社会福祉法人等とどのような連携でやっていくのか」という問題があると思う。</p>
委員	<p>私は朗読ボランティアだが、図書館や市の広報課から市報を頂いて、毎月必ず朗読テープを送っている。以前は省略する部分が多かったので 60 分テープを使っていたが、今は誌面が非常に多くなり大変である。市報のほとんどを 90 分テープ 2 本に吹き込んで送っている。しかし、「朗読に限らない部分での支援がほしい」という方もいる。また、「中途失明の方が点字を覚えるチャンスがない」という問題もある。いわゆる視覚障害者に対するサービスとして、東久留米市で点字の講習会をやっていたが、西東京市ではそのようなサービスを実施していないので勉強する機会がない。</p>
委員長	<p>関連意見、もしくはその他で意見があればどうぞ。</p>
委員	<p>「相談・情報提供について」は、精神障害者の医療面での緊急対応について、市としてどう考えているのかを盛り込む必要があるのではないと思う。</p> <p>「雇用・就労について」は、今、私どもでは作業所を活発にしようと一生懸命頑張っている。将来は授産施設を目指しているが、新聞に「障害者も所得に応じて税金が取られる」という情報が載っていた。「重度の障害者の収入は、租税公課してはならない」とされていると思うのだが。私どもの作業所の場合、症状のよい方の中には、「年金の他に何万円かもらえば自立して生活できる」という人もいる。そのような方が普通の方と同じように税金を払うと、自立は難しい状況になる。市として何か対策が必要だと思う。</p>
委員長	<p>他に意見をどうぞ。</p>
委員	<p>「子育て支援との連携について」の項目の中に入れてほしいことがある。旧保谷市と旧田無市が合併した時に「子ども家庭支援センター」の建設の話があった。障害のある方が親になった場合の子育てには、障害に応じたきめ細かい支援が必要だと思う。精神障害、知的障害、身体障害の方が子どもを産んだ場合、障害者が子どもを育てるのは大変であることから、乳児院を勧められることもあるかもしれない。しかし、当事者と相談してどのような支援が必要か分かれば、障害者でも子育ては十分可能だと思う。「子育ては親育てである」と言われることから、子育ては障害者の成長にもつながると思う。</p> <p>また、子どもが段々大きくなり何か問題や悩みが生じた時、子ども自身が気軽に相談できるような「子どもの権利擁護窓口」も必要ではないか。現在は教育委員会が設置している相談窓口等があるが、子どもには行きづらい気がする。</p> <p>また、「教育と福祉の連携について」「教育について」「子育て支援との連携について」の 3 項目にまたがることだが、合併の際に「子ども家庭支援センター」と同様、「こどもの発達支援センター」の建設の話があった。「住吉町にある『こどもの発達支援センター ひいらぎ』の機能がこの施設に取り入れられるのではないかと聞いたことがある。旧田無市の芝久保に「西原保育園」と統合保育を行っている通所訓練施設「ひよっこ」があるが、その「ひよっこ」の機能は「こどもの発達支援センター」ではどう位置付けられるのか。</p> <p>私の息子は 2 歳から 5 歳までの 4 年間、「ひよっこ」でお世話になった。息子が通所していて気になったのは、毎年待機者が大勢いることである。地域の幼稚園で「ひ</p>

	<p>よっこ」のような障害児の受け入れ体制があれば、「地域の幼稚園に入り、地域の友達もでき、地域の中で生活できたのに」と思った。保育園は両親が働いていれば障害のある子でも入れるが、幼稚園に障害児が入ることは本当に大変なことである。そこで「こどもの発達支援センター」を設立する際には、「西東京市全ての幼稚園を統合保育にして、保育園でも幼稚園でも重度の障害児が入園できるための支援と環境づくり」に一役買ってはどうか。つまり「ひよっこ」の統合保育機能が、西東京市内の全ての保育園・幼稚園に取り入れられるということだ。今まで「障害者基本計画検討委員会」でも、統合教育について意見が出ていたが、統合保育の延長で小学校・中学校の統合教育も可能になるのではないかと。また統合保育の支援は、「こどもの発達支援センター」と教育委員会で協力して行ってはどうか。学童保育については、「合併後障害の重い子どもが入りにくくなった」という問題が発生しているが、統合保育の支援があれば重度障害児でも入所可能になるのではないかと。思う。「こどもの発達支援センター」、身体障害者学級、通級学級と養護学校が連携をとり、西東京市における障害のある子どもたちを地域で育てる支援をすることが必要ではないか。障害のある子供たちは学齢期が終了すると、地域に戻り生活することになる。養護学校を卒業された親御さんからは、「養護学校で何年間も手厚く世話してもらっても、卒業して地域に戻ってきた後行き先がない」とよく聞く。「作業所や通所訓練施設は定員がいっぱいだ」とも聞く。養護学校の進路課の先生だけではなく、「こどもの発達支援センター」で、15歳くらいから卒業後の進路相談ができる機能も必要ではないか。18歳以下の子は、「こどもの発達支援センター」で支援していく必要があると思う。</p> <p>「市民参加について」は、支援費制度ではまかなえない、「ちょっとした手助け」のしくみづくりが必要だ。例えば「話し相手がほしい」とか、「電球が切れたのだが身体に障害があって取り替えられない」、「買物に行けない」というような意味での手助けである。今、社会福祉協議会が進めている「ふれあいまちづくり事業」は、西東京市内を10地区程度の小学校区で分けて、地域住民が特徴あるまちづくりに地域単位で取り組む体制である。例えば、地域通貨を流通させてちょっとした手助けのしくみづくりを考えたり、地域内の高齢者や障害者の見守り制度を考えたり、地域の取組みを企画したり、地域で暮らしやすい環境づくり、しくみづくりが必要ではないかと思う。</p>
委員長	<p>このあたりで少しまとめさせていただきたい。 最初の「子育て支援との連携について」の指摘について、他の委員の方に意見を頂きたい。</p>
委員	<p>「教育について」の中に入るかもしれないが、ハード面のバリアフリーはよく推進され、整備されてきていると思う。しかし「『こころのバリアフリー』への対処が遅れているのではないかと、かえって障害者が孤立しているのではないかと」という気がしている。やはり市民の方の認知や理解が不足しているのではないかと。先ほど委員からもいろいろな意見が出されたが、障害者の方がもっと外に出てこられる手立てが必要だと思うし、健常者が障害者の方とふれあう場が多くあるとよい。</p>
委員	<p>どの項目に入るか分からないのだが、先ほどの委員の意見から感じたことを申し上げたい。最近、私は小学校の総合学習として車いすや手話体験の要請を受けて出向いているのだが、子どもたちは熱心に勉強してくれ、関心は高まってきていると感じる。</p> <p>青少年育成会から同様の要請があり出向いた時のことだが、同じ校舎の中に知的障害児学級と普通学級がある学校があった。以前は普通学級との交流があったそうだが、ここ何年間は交流が全くなくなってしまい、育成会の方々はそれをとっても残念がっていた。車いすを体験する時も、その学校の中に車いすの子がいたら、子どもたちの車いすに対する認識も強くなると思うので、「障害をもった子と一緒に何か</p>

	<p>をする」ということの必要性を強く感じている。先ほど言われたように、小さい頃から「ひよっこ」など統合保育で子ども達を育て、地域の中で生きていくことを考えてあげなければいけないと思う。</p>
委員長	<p>「子育て支援との連携」については他にあるか。 子育てについては、「子育て支援計画」との連携を図る必要があると思う。</p>
委員	<p>「市民参加について」だが、社会福祉協議会では「ふれあいまちづくり事業」を行っているが、私の作業所でも高齢者や身体障害者の方に日頃お世話になっているお礼も兼ねて、何年も前から「ちょっとした手助け」について考えていた。しかし地域の方から「もう少し考えてからやったほうがよい」と言われた。「ちょっとした手助け」は障害者も高齢者も当然必要だと思うのだが、万が一の時の補償問題などもあるので、どのようにしたらよいのかと考えている。</p>
委員長	<p>今の発言には大変重要なことが含まれていると思う。</p>
委員	<p>12月1日に、田無総合福祉センターで「障害者の集い」があり、私どもの所へ送迎車の添乗と車いすの介助要請があった。そこで民生委員にはかると、「事故があった場合はどうするのか」というような否定的な意見が多く出た。車いすについても、初めて体験する方には前もって操作の方法を教え、何回か乗ってもらったりした。否定的な意見がある中で、一度見学し実際にやってみればそれほど問題はなかった。まずはやってみることが大事だと思う。</p>
委員	<p>昔は「ちょっとした手助け」などは近所でよく行われていた。現実にも視覚障害の人から「膏薬をもらってきたけど貼れないので、すぐ来てほしい」と言われ、出向いて行って貼ってあげたりしている。しかし以前に事故があったことから、補償問題や万が一の時のことが先に出てきてしまうのではないかと。 近頃、テレビ等で「ちょボラ」が盛んに言われているが、そのような気持ちが必要なのではないかと思う。好意で行うことなので、当事者の希望に添った手助けであれば何の問題も起きてこないと思う。 ただし、無理なことに関しては絶対に断ることが第1条件であると思う。私は子どもたちの車椅子体験の時に、そのことをまず先に伝え、自分たちができない時には必ず大人を呼ぶようにと話をしており、それは大人でも同様である。難しいこと、否定的なことばかり考えていては何もできないし、「共生する」ということからほど遠くなってしまっているのではないかと。まずはそういう方々が表に出て来て、障害者と接することが大事だと思っている。</p>
委員	<p>確かに今2人の委員が言われたように、「熱意が大事である」とか「まずやってみよう」という気持ちは、「ちょっとした手助け」をするためには非常に重要なことだと思う。 しかし、やはり事故は起きないほうがよいわけで、その前提として基本的な教育は制度やしきみとして整えていく必要があると思う。個人の情熱だけでは危ない部分もあるし、思い違いの可能性もある。やはり教育や訓練の基本は必要だと思う。</p>
委員長	<p>他に意見のある方はどうぞ。</p>
委員	<p>今の意見は、今後の地域福祉における根幹の問題だと思われる。「何かしてあげよう」ではなく「お互いに助け合う」という環境ができないと、グループホームなどの基盤整備だけでも福祉は充実しないような気がする。このような指摘は「市民参加について」の項目に入っているのだろうか。一方、先ほど委員が言われた教育や訓練の問題も歴然とある。役割はもともと人になすりつけるものではない。「この段階にきたらこんなサービスを作る」とか、「こんなサービスがほしい」と</p>

	<p>いう要望ばかりではなく、我々が計画して実行するにはどのようなことが必要なのか、考えていかなければいけない。そういう意味付けのなかに、地域ごとの計画があると思うが、その中であえて進行役を務めるとすれば、社会福祉協議会がふさわしいのではないかと思う。社会福祉協議会には社会福祉活動計画というものがあるのだが、その活動計画について可能な範囲でよいので確認してはどうか。</p>
委員長	<p>できる範囲で構わないので社会福祉協議会の活動計画について、事務局に資料をお願いしたい。</p>
委員	<p>「保健・医療と福祉の連携について」、「市民参加について」の事故の際の補償問題とも関連することだが、在宅ケアの担当者を保護するしくみづくりが必要だと思う。例えば、ヘルパーが在宅療養をしている方のお宅へ行く時、「その場で医療行為をするのか、しないのか」ということが、非常に問題になっている。実際に行っている人もいるようだが、来年以降、支援制度が導入されて事業者が参入するようになると、このことは重要な問題になってくると思う。いくつか問題があると思うのだが、「在宅ケアの担当者がどのような行為をどこまでするのか」ということが1点。また、「1人でいろいろなヘルプサービスをしていて何かあった場合、それを支援する制度や仕組みが必要なのではないか」ということが2点目。3点目として、「全体的な人材育成の必要がある」ということが挙げられる。</p> <p>私は難病の方も担当しているが、ヘルパーに対する難病研修の募集をすると、多数の応募があり、3分の1くらいは断っているという状況である。それくらいヘルパーさん達は勉強をしたがっているし、ケアをしていてその必要性を感じているということだと思うので、そのことへの対応も必要だと思う。</p>
委員	<p>今の話に関連するが、「ちょっとした手助け」をするのに、訓練や教育など受けなければ手助けができないとすれば、「ふれあい」も何もできない。ヘルパー以外は手助けができないとなると、口だけ出しても手は出せないというのはどうかと思う。</p>
委員	<p>「訓練を受けなければ手助けができない」ということではなく、「事故がなく、より安全に手助けができるために、勉強する機会や訓練する機会をつくる」ということである。教育や訓練の機会を得ることで、より安心して手助けができる。それが結局、ボランティアや手助けをする人の側の安心にもつながると思う。資格制度ではないので、「教育や訓練を受けなければ手助けできない」ということではない。もちろん一番大事なものは「手助けしよう」という情熱、気持ちであることは当然のことだ。</p>
委員	<p>今の意見についてだが、この問題は2つに分かれると思う。「ちょっとした手助け」というのは地域における助け合いである。一方、いわゆる難病の方や障害者の方に対して安全な在宅ケアを確保するためには、それなりの教育や研修を受けた人が好ましいので、いわゆる人材育成を地域で行っていかねばいけないと思う。</p>
委員長	<p>「市民参加について」に戻ってしまったが、ヘルパーあるいは在宅ケアに関わる問題について、委員から意見があった。ヘルパーが難病等の知識を得るための機会について、在宅ケア、特に医療的ケアの担当者の役割、何かあった時にヘルパーをサポートするシステムについての指摘があった。</p>
委員	<p>現実には、事業所によってかなり姿勢の違いを感じている。事業所ごとに制約が違うのはよくないのではないか。ヘルパー全体の姿勢や考え方に対して、基準のようなものがあればいいと思う。</p>
委員長	<p>基準づくりは、「市でやるのか、国でやるのか」という問題になる。しかしこのよ</p>

	うな意見があることは受けとめたい。介護保険制度の下では、指定を受けた居宅介護支援事業者が介護サービスプランを立てるのだが。
委員	来年度から障害者にも「支援費制度」が導入され、事業所もたくさん参入してくると思われる。そうなると事業所と利用者の関係は、今の介護保険制度とほぼ同じような形になると思う。そうなると事業所ごとの競争も起るだろうし、内容のばらつき等も当然出てくると思う。今は決められたいくつかの事業所でしか行われていないが、今後は非常に差が出てくるのではないかと心配している。
委員長	逆に、「事業者間の差を狙って競争し、サービスを向上させていく」という考えもあると思う。しかし医療的ケアに関しては、医事法との絡みもある。契約時に重要事項証明書を出すと思うので、他の法律に触れるようなことが認知されると、別の問題として処理される可能性も出てくる。ヘルパーに関して解決すべき問題は多々あると思う。先ほどの意見に対して、何かご意見があればどうぞ。
委員	実は介護ヘルパーのことで、次のようなことがあった。 私たちが行ったイベントに、視覚障害者が来たいということで、ガイドヘルパーを利用した。ところがその方は視覚障害だけではなく内臓疾患も持っていた。お小水の袋を下げていたのだが、それを知らなかったヘルパーがトイレに連れて行き、大変驚いてしまった。幸いなことに、そのヘルパーは看護婦だったので事無きを得たのだが。 そのようなことから、例えばヘルパー登録をする時に、「看護婦の資格があるのか」とか、「どれくらい医学的知識があるのか」ということを一緒に登録しておくことも大事だと思う。「利用者がどういう状況の方なのか」ということを十分知った上でヘルパーを派遣しなければいけないのではないかなと思う。
委員長	他に何かあればどうぞ。もしなければ、先ほどの委員に発言の続きをお願いしたいと思うが。
事務局	ヘルパーの仕事の範囲についてだが、ヘルパーは医療行為をしてはいけないことになっている。これは、法律が変わらない限り今後も同様だと思う。気持ちとしては、利用者の所に毎回行き様子を見ているので、自分もできると思うかもしれないが、それは「ちょっとした手助け」とは異なり、「やってはいけないこと」である。これは事故につながる元ともなる。 人材育成については、私どもでは毎年ヘルパー養成ためのレベルアップ研修を行っている。これは2級、3級のヘルパー資格を持った方に対するレベルアップ研修である。今年度は、重度心身障害者のヘルパーのレベルアップのために、精神障害者の講義も加えられ、実技指導もある。また、ガイドヘルパーについてもレベルアップ研修を行い、実技、知識のための講義も行っている。
委員	今の事務局の話に関連して質問したい。レベルアップ研修を行っているということだが、現在、障害者に対するヘルプサービスに関してはまだ措置の段階だと思う。しかし、15年度に支援費制度が導入されると、民間の事業所やNPO等も参加することになる。今までと違うヘルパーや事業所が増えていくなかで、その方たちに対するサービスの質を向上させるのは、行政の仕事になっていくべきだと考えている。15年度以降、西東京市としては、サービスの質についてどのような対策をとっていくのか。
委員長	ある一定の業者を選んで市が指導することは、おそらく困難なことだと思う。指定業者自身が独立して都で認定を受けたら、自らが質の向上を追求して競争し、利用契約を結んでもらえるように努力する。これについて、市としてはどういう見解か。

事務局	次年度以降のことについては、いろいろな計画や予算等の関係もあるのでこの場ではっきりとしたことは言えない。指定事業者に関する指導については、都道府県レベルのことで市としての権限はない。ヘルパーの質の向上についての必要性、事業者に対しての評価については、現在委託事業者に対する指導はある。事業者同士の情報交換、連絡会、事業者の定期的な懇談等については、どの様な形でできるか分からないが検討させていただきたいと思う。
委員長	おそらく支援費制度全体の性格からいうと、市がレベルアップの研修をするということは、制度上、行われたいのではないかと思う。要するに苦情が出るような業者は契約されないことになる。また、医事法の下で「行ってはいけない」と定まっていることは当然あるが、それが守られない実態もあるということである。他に何かあればどうぞ。
委員	「雇用・就労について」に関してのアイデアだが、就労支援のモデル施設というものかどうか。当市にも世田谷区就労支援施設のような一般施設ができたらいと思う。売店や喫茶室のような小さな施設から就労に結びつくプログラムを考えたり、ジョブコーチを育成したりすることもできるのではないかと。保谷公民館の喫茶室などはプログラム次第では就労が可能かもしれないし、ジョブコーチを育成することもできるのではないかと思う。 また、田無総合福祉センター1階の健康推進課の隣が福祉連絡センターになっており、椅子と机が置かれ、いろいろな団体が集まれる環境になっている。そこを障害者の職業訓練の場として、コーヒーや軽食程度のものが出せたらよいと感じた。また、商店街の空き店舗を利用して、NPOが事業を展開する例があるが、このような例は、商店街の活性化にもつながる。小さな施設が就労支援センターの機能が果たせるかどうかは分からないが、モデル的にやってみるのも面白いのではないかと思う。
委員長	就労・雇用についてだが、今の発言について何か意見のある方はどうぞ。
委員	今の意見と直接関係あるかどうか分からないが、「重度の障害を持っている方の雇用・就労をどのように支援していくのか。より実行性のある支援とはどのようなものなのか」について考えたいと思っている。 以前、事務局から障害者の法定雇用率の話があったと思うが、市役所の雇用率は2.1%以上で法定雇用率は達成されていると思う。しかし数字が法定雇用率を満たしているからといって、数字上のまやかしということもある。なぜなら重度障害者を雇った場合には、ダブルカウントされることがあるからである。ダブルカウントとは1名雇うと2名雇ったことになるという数字上のマジックである。プライベートに関係するところもあるので問題があるとは思いますが、もし可能であれば、どういう障害の方が庁舎の中で働いているのかを教えてください。
委員長	次に、重度障害者の就労援助についてだが、より就労し易い環境を整える上で、援助付きの就労ができないだろうか。現在では制度的には難しい就労形態ではあるが、日常生活支援で就労援助に使えるような形を実現できないものかと思っている。
事務局	1番目の質問に関して、事務局からお答え願いたい。
事務局	行政における障害者雇用については、庁舎では法定雇用率2.1%と決まっております、現在当市では教育委員会、市長部局合わせて4.1%である。障害の内容については、はっきりお答えすることはできない。また、来年度以降も障害のある方の雇用は実施していく方向だと聞いている。
委員	その中で職場介助者をつけている方はいるのか。介助者をつけると、雇用促進協会

	の助成金がうけられるのだが。
事務局	申し訳ないが、そこまでは把握していない。
委員長	重度障害の方の就労について、何かご意見があればお願いしたい。このあたりはおそらく言いたいことがある方もいるかと思う。
委員	雇用促進法には身体障害者、知的障害者は入っているが、精神障害者は入っていない。いずれは入るかもしれないが、市のほうで何か対策を検討してもらえれば有難いと思う。
委員長	これに関連して、他にご意見があればどうぞ。現在、提示されている項目以外で新しい意見があればお聞かせ願いたい。 なければ、先ほどの委員の発言を続けていただくことにする。
委員	今まで出された意見以外の話になるが、重度重複障害のある方が養護学校を卒業した後に通いやすい施設として、保谷障害者福祉センター、田無障害者福祉センター等の作業訓練室、生活訓練室がある。しかし定員に対して空きが残り少なく、卒業後の進路に不安を覚えている方がいる。入所期間 3 年の通過施設だが、「その後はどこへ行ったらよいのか」という声をよく聞く。 また、保谷障害者福祉センターの送迎バスは旧保谷市のコースしかなく、田無障害者福祉センターのバスは旧田無市のコースしかないので、合併して選択肢が増えることになればよいのだが、残念ながらそうなってはいない。送迎する家族がいればどちらのセンターも利用できるが、そうでない方もいるので、やはり地域で支援していきたいと思う。バスのコースを増やすとか「はなバス」のコースに含めるなどの手段で、障害者の自立を支援する方向を考えていけたらよいと思う。
委員長	他に意見があればどうぞ。
委員	「教育について」の意見である。先ほど委員から支援費制度についての資料提供があったが、個人的にはぜひ計画の中に取り入れていきたいと思っている。事例として立川市のことを挙げられていたが、立川市は、待機する臨時教員を契約で採用しているのだと思う。普通学校に通っている子どもにこういう形で支援ができれば、普通学校に通うことができる子どもがさらに増えるのではないかと。 また、「障害を持った子が普通学校に通うと、いじめの対象になってしまう」という話をよく聞くが、「障害を持っているからいじめにあう」という考え方は、間違っていると思う。いじめにあうことを前提にして、「この子は養護学校、この子は普通学校」と分けてしまうことはおかしい。いじめがあること自体は、障害を持っている子どもに問題があるわけでもないし、その子が悪いわけではない。では、なぜいじめにあってしまうのかということ、「学んでいるクラスに圧倒的に障害を持った子が少なく目立ってしまい、自分たちと違うという理由からいじめにあってしまうのではないかと考える。これをなくすためには、できる限り子どもが選択でき、「学びたい学校で学ぶことができる」というスタンスが大事なのではないかと思う。金額のことについてはあまり言いたくないのだが、養護学校に通っているお子さんの数に対する教師の数を考えると、どれだけ経費がかかるのか実際の数字は分からないが、おそらく普通学校よりは割合的には多くかかるのではないかと思う。これは個人的な考えだが、養護学校をできるだけ縮小することによって教師に余剰が出てくる。その教員が普通学校に通うお子さんの支援に当たるということも、1つの方法ではないかと思う。 次に、「計画の理念について」に関連すると思うが、現在、西東京市で暮らしている障害を持った方は、様々な制度を利用して 24 時間介護を受けながら地域の中で生活しており、数としてはかなり増えてきていると思う。どうしてこれだけ地域

	<p>で暮らせるようになってきたのか。それはやはりサービスを担う主体が増えてきたという環境があるからだと思う。</p> <p>「これからどう生活していこうか」と考えている障害者への助言・相談は、立川市や町田市では NPO 団体や当事者が運営する団体である、「障害者自立生活支援センター」という事業所が行っている。これは積極的に相談にみえた方に情報を提供するシステムだそうだが、かなり成果をあげていると聞いている。このしくみは、当市でもぜひ流用していった方がよいと思う。</p> <p>先ほど「様々な制度や方法を利用して生活している」と言ったが、日中の生活を支える場として、デイサービスや作業所をどのように整備していったらよいのか。以前、事務局のほうから養護学校の卒業生とリターンされる方等を合わせて 200 名くらいの待機者がいると聞いたが、それだけの方が社会に出てくるわけで、その受け入れ体制が市内にあるのか。現在は整っていないとすれば、どのように整備するのか。思いきって民間に任せるのか、障害者支援センターなのか、その辺りをお伺いしたい。</p> <p>次に「市民参加について」と重なる所もあるが、市内の建物、道路等を出来る限りバリアフリー化させていくために、審議会などに障害を持った当事者の方が参画出来る体制も整備しなければいけないと思うので、計画の中に盛り込んでいきたいと考えている。</p>
委員長	<p>教育や支援費制度の導入など、理念的なところではサービス提供の体制が整ってきているが、それをさらに広げるための相談等をどのように判断していくか。バリアフリー化への当事者の参画、などの提案があった。</p>
委員長	<p>いろいろな問題が絡んできて、すぐには発言できないかもしれないが、これらは次会の中間報告書の叩き台として入れさせていただき、検討するという事によろしいか。</p>
各委員	<p>異議なし。</p>
委員長	<p>今日は検討というよりは、多くの意見を頂くという形になったが、それらに基づいて議論が深まったと思う。次回は中間報告書の叩き台を検討するが、引き続き討論は必要である。予め資料を送らせていただいたとはいえ、国のプランと我々が考えてきたもので抜け落ちている部分もあるかと思う。またモデル的に行っている立川市、町田市についても、成功している部分と失敗している部分があると思うので、よいところは取り入れるというような視点で検討してきていただきたい。それでは次回の日程について、事務局にお願いしたい。</p>
事務局	<p>1月29日、水曜日で提案したいが、いかがか。 特になければ、承認いただけたということにするが。</p>
各委員	<p>異議なし。</p>
委員長	<p>全般的なことで何か意見があればどうぞ。</p>
委員	<p>事務局への質問だが、今まで話し合われてきた内容は、他の機関と調整や連携をとる必要があると思う。今回、事前に配布された資料は障害者基本計画検討委員会より上位の福祉計画策定委員会等のものだが、健康づくり推進プラン検討委員会など、この委員会と横並びの関係にある委員会との調整等も必要だと思うし、またどういことが話し合われているのか、会の進み具合についても知りたいので資料は頂けるか。</p>
事務局	<p>他の委員会にもそれぞれ事務局があるので問い合わせをし、どこまで出せるのか、</p>

委員長	どれくらい進んでいるのか、ということもあるので確認させていただきたいと思う。 他になければこれで閉会とする。本日はありがとうございました。 <p style="text-align: right;">以上</p>
-----	--